

令和４年第８回農業委員会総会議事録							
開催年月日		令和４年８月２４日（水）					
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 ９時００分		議 長	進 藤 貴 一	
		閉 会	午前１０時０８分		議 長	進 藤 貴 一	
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長	
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員		
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名	摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と	
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之	
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子	
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔	
	6	黒 須 宣 夫		出席	6	小 林 一 夫	
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好	
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清	
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江	
	10	安 藤 富司夫		出席			
	11	荒 井 肇		出席			
	12	齋 藤 美佐夫		出席			
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者	14名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者	0名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課	
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
		主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
		主任専門員	岡安 秀夫				
説明員		主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
		主任専門員	岡安 秀夫		農政課	新井 和久	
		農政課	大寫 康正		農政課	矢野 友基	

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (4) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (5) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和４年第８回農業委員会総会を始めさせていただきます。 なお、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況でございます。従いまして、前月に続き本日の総会においても、推進委員の出席を求めないことといたしましたので、予めご了解願います。 それでは、始めに、進藤会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	先程、事務局長からご報告申し上げましたとおり、昨今の感染状況を鑑み、本日の総会も推進委員の出席を求めないことといたしましたので、改めて御了解くださいますよう、お願い申し上げます。また、本日の議案第１９号、及び２０号につきましては農政課関連事案でありますことから、あらかじめ農政課職員の同席を求めていますので、併せて御理解くださいますよう、お願い申し上げます。（挨拶省略）
局長	現在の出席委員は農業委員１４名でございます。この後は、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１４名であり定足数に達しておりますので、これから第８回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、江原委員を指名いたします。
<u>日程第１ 議案第１９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第１ 議案第１９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第１９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。 本計画の農地につきましては、平成２８年度に農地中間管理事業を利用して、埼玉県農林公社を通じ、〇〇〇〇〇株式会社及び株式会社□□□□□が借受けている農地でございます。 今年度、貸借期間が令和４年１２月６日で満了となることから、土地所有者に期間更新について意思を確認したところ、期間更新の申出があったため、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画を作成したものです。

農政課	株式会社□□□□□については、 再設定件数 1 件、筆数 3 筆、面積 8 7 8 . 0 0 m²で、期間は 6 年としているところでございます。 ○○○○○株式会社については、再設定件数 4 件、筆数 1 8 筆、面積 1 4 , 7 0 4 . 0 0 m²で、期間は 1 0 年としているところでございます。 合計件数 5 件、合計筆数 2 1 筆、合計面積 1 5 , 5 8 2 . 0 0 m²でございます。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、中間管理事業を通す利用権設定については、令和 4 年 1 2 月 7 日からとなります。 内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は、以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては、白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 9 号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第 2 議案第 2 0 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第 2 議案第 2 0 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。 本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。引き続き、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、説明をさせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、令和 4 年 6 月 6 日から 6 月 1 7 日までの 2 週間をもって受付しましたところ、8 件の変更申請がございました。 本日は、この 8 件につきまして、お諮りいたしたいと存じます。 皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件をまとめた資料を事前に配布させていただいております。本議案については、こちらを基に説明させていただきます。 なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしてくださるようお願いいたします。 まず、除外の要点についてご説明させていただきます。まず、除外の計画が不要不急でないことです。今どうしてもそこが必要でそこでなければならない理由が必要となります。

農政課	続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件を全て満たす必要があります。 第1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。 第2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。 第3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 第4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。 第5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。 以上です。それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。 表紙、一覧表のページをめくっていただくと、下にページ番号がふられております。1ページを御覧ください。 除外申出地は上野田字南下原****番です。 事業計画者は、近隣で霊園を営んでおります。墓地購入の需要の高まりから、墓地区画を拡張するために農用地除外の申出をしたものです。なお、自身が所有する他の土地はすでに霊園やその来客用の駐車場として利用されており、やむを得ず当該土地に拡張するものとなっております。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 続きまして、資料の8ページを御覧ください。 除外申出地は実ケ谷字宮前****番です。 事業計画者は**町のアパートに住んでおりますが、子どもの成長とともに家財道具等が増え手狭になったことから、申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 続きまして、資料の14ページを御覧ください。 除外申出地は高岩字六間****番と****番です。 事業計画者は**のアパートに住んでおりますが、育児環境や妻の仕事、実家からの距離等から、今後新たな生活を送るにふさわしいと考えた申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 続きまして、資料の19ページを御覧ください。 除外申出地は高岩字本村****番の一部です。 事業計画者は現在、**市のアパートに住んでおりますが、結婚して家財道具が増え手狭となったことから、今後の生活環境を考えて出身地である白岡市に戻り、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、
-----	--

委員	施設の拡張と捉えてよろしいでしょうか。
農政課	回答いたします。こちらにつきましては、既存施設の拡張ではなく、駐車場として新規の立地と云うことになります。ただ、駐車場として立地するためには、元々使用している事業所が、申請地の近くにないと除外ができないのですけれども、今使っている事務所と云うのが存在はしているのですが、本来建築の法令に則った手続きをされていないものだったので、先ずはその手続きを完了させてから、除外の手続きを進めると云うお話になっております。
委員	新規で駐車場を設けると云うことですね。
農政課	はい。そうです。
委員	既存の住宅を確保して運転手の休憩所として利用していると云うことになっていきますけど、この住宅は駐車場施設の一部として見做すのでしょうか。
農政課	今後、建築の方の手続き次第になるのですが、恐らく駐車場の一部としては見られないと思います。
委員	そうすると、あくまでも既存施設としては見ない。拡張としては捉えないと云うことですね。
農政課	はい。そうです。
議長	他にございますか。
委員	8番目の事案について質問します。県が建築確認申請の確認をされるのでしょうか。
農政課	建築確認申請については、既存の専用住宅、一般の方が居住するための住宅としては既に届出はされていますが、実態として、今現在それが、トラックドライバーの休憩所と云う会社の施設、会社の事務所のような存在で扱われていると云う現状がございまして、それに即した、今は、あくまでも戸建ての、一般の方が住む住宅としてしか届出されていないので、先ず、それを事務所として建物の用途を変える手続きを（市の）建築課の方で行っていただく旨の指導をしているところです。
委員	「その用途変更に伴う手続きが完了した後」と云う条件付きなのですか。
農政課	はい。おっしゃるとおりです。
議長	他にございますか。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。

	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 20 号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第 3 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第 3 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。 総会資料の 6 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権を設定するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、白岡市、久喜市、鴻巣市、加須市、東松山市の 5 市で耕作しており、耕作面積は合計で 10,623a、農業従事者は 6 人、農業従事日数は 275 日から 300 日、農機具については、コンバイン 2 台、乾燥機 4 台、田植機 2 台、トラック 1 台、軽トラック 3 台、トラクター 6 台を所有しています。 なお、耕作面積全てにおいて違反農地はございませんでした。そのため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお、農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合につきましては、支柱部分の農地を一時転用する必要があるがございます。営農型太陽光発電設備につきましては、次の議案第 22 号で説明をさせていただきます。 以上です。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	議案第 21 号 農地法第 3 条 今回申請の、番号 1、岡泉字下道****番外 3 筆の農地法 3 条申請について、8 月 19 日に現地を確認しました。 申請地は農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作されております。また、白岡市以外に農地を所有しており、全て耕作されているということでした。ついては、今後も耕作されると判断しましたので、よろしく願います。現地案内図は 1 ページを御覧ください。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	○☆○☆○☆さんが△△さんから借りて営農するわけですがけれども、作物としては何を作る予定なのでしょうか。
事務局	作付け作物は水稻。お米とうかがっております。現在も陸田と云う形でお米を作付けしているところです。

委員	わかりました。
議長	他にありますか。
委員	太陽光の方で質問しようかと思ったのですが、○☆○☆○☆さんが水稻をやるとのお話でしたが、○☆○☆○☆さんの農機具自体、2 m以上の農機具が入ると思うのですが、それなりの高さになるのでしょうか。次の議案内容の質問になるかもしれませんが、如何でしょうか。
事務局	営農型太陽光発電設備につきまして、基準高2.5 m以上と云う基準が設けられています。今回の計画につきましては、グランドレベルから3.2 mの高さで設計されておりますので、耕作には支障を及ぼさないと存じます。
議長	他にどなたかありますか。
委員	太陽光設備の下に稲作と云うことですが、稲の生育とか土とか、そう云ったものは全く見ていないのでしょうか。稲は育つことは育つが、太陽の恩恵を受ける稲の上に遮光物ができると云うことは問題ないのでしょうか。
事務局	そちらの遮光率に関しましては、報告書では32.2%となっております。 申請書にある、一般社団法人*****協会の意見書が添付をされています。その意見書において、ソーラーシェアリングの全国調査の報告については、平均的な水稻の遮光率は35.1%との報告がありまして、今回の遮光率の範囲内となっており、営農上の問題はないとの報告を受けております。 平均的な収量を確保することが確実であることと、仮に8割確保できない場合につきましては、低い日照に有効な肥料などの資材を利用することで収量の確保は可能であるとの報告を受けております。
委員	今回の権利内容は使用貸借権となっておりますが、○☆○☆○☆の場合は、中間管理機構が入ってやっていると思いますが、使用貸借権設定で○☆○☆○☆さんと直接やっている理由は何でしょうか。
事務局	○☆○☆○☆は中間管理機構を利用されている例が多いですが、個人で受けたお話の経緯につきましては、○☆○☆○☆が太田新井の堂ヶ島の方で、春日部市との境であるとか、春日部菖蒲線の東側に位置する辺りで地権者から30筆ほど借受けして耕作しているところですが、申請者の△△さんが○☆○☆○☆が耕作しているとの情報を得たようで、個人的にお願いをしたと聞いております。
委員	中間管理機構が入らない理由がちょっと。何故、今回に限って中間管理機構が入らず使用貸借なのか説明をお願いします。
事務局	今回は、営農型太陽光発電設備を設置するにあたって、農地の部分を△△さん自身で耕作するのであれば3条は不要ですが、△△さん自身に法律的要件が欠けていた。つまり耕作者が必要でした。中間管理機構を挟むことが不可能であったことによるものでございます。

議長	他に如何ですか。
委員	太陽光の下で米を生産すると云う説明がありましたが、収益がこれまでの８割以上ないと耕作要件として認められないと云うことでしょうか。
事務局	条件としては付されているところですが、単収量が２割を下回るなど、営農型太陽光発電設備自体に問題があり単収量が下がった場合については、諸条件を勘案して、作物が全く育たないとか、耕作がされていないなどの場合につきましては、これらは次の議案で説明しようと思っていたところなのですが、設備は撤去と云うことになるのですが、設備自体以外の影響により、例えば台風とか、自然災害によるやむを得ない事情で単収量の減収が見られた場合には、その事情とか、その年の収穫量を勘案して、許可権者である埼玉県がその報告書を以て判断することとなります。従って、割減収したことにより直ちに撤去と云うことではございません。
委員	議案２２号で質問しようと思っていましたが、関連で質問しているのですが、８割と云うのは２割減収と詠っているのですが、資料を拝見すると、遊休農地の解消のために営農型太陽光発電設備が普及しているとのことですが、その作物の耕作について８割以上の収量がなくてもいいのでは、と云う資料を見かけたことがあります、その辺は如何でしょうか。
事務局	それらは荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合についての基準となりますが、元々荒廃農地に８割以上を求めることは困難でありますことから、農林水産省の資料では、これらの場合は減収２割以上となっても許容範囲としています。
委員	使用貸借は有限でしょうか。或いは無限でしょうか。有限の場合は何年で設定したのでしょうか。
事務局	期間は２０年で設定しております。
議長	他にどなたか。兎に角、新しい初めてのことで、色々皆さんで検討して、解らないところは質問して、先々に支障がないように。この問題は私も初めてで見当がつかないので不安はあります。
委員	期間２０年との説明がありましたが、当敷地でいろいろ農作物を生産すると云うことで、稲に限らず稲が駄目ならば他の作物と云うことのもなるわけですね。
事務局	はい。そうです。
委員	例えば農作物の出来が全般的に良くなって、５年１０年経って雑草地になる可能性が非常に高いわけですね。稲を作るのはどなたですか。
事務局	○☆○☆○☆さんが水稻を作付けします。
委員	そこが撤退して太陽光の設備だけが残って、下の耕地が管理運営されなくなった場合には、太陽光発電設備その物も撤去するのでしょうか。

事務局	そうですね。発育等、健全に耕作されていない場合、若しくは、作付け作物の変更届であるとか、そのような形でお米ではないもの、例えば、ブルーベリーとか、柿とか茗荷などと云ったもので対応してみて、それでも駄目な場合とか、あとは、雑草が生えないで、且つ太陽光も利用すると云った制度自体の仕組みになっていますので、太陽光が残ったまま雑草も生えて撤去しないと云うものではありません。そう云った場合につきましては、県の方から改善、若しくは改善がなされない場合につきましては、撤去の勧告をされて、撤去命令がなされると思います。
委員	２２号の方で質問しようと思っていたのですが、関連で１回お聞きしたい。この太陽光自体は△△さんが設置するのですか。
事務局	はい。そうです。
委員	△△さんが設置して、下は○☆○☆○☆がやる。何か、営農型はほとんどの方が上と下が一緒になっている感じがするのですけれども、今回は別の方がやると云うことですが、法的には問題はないのでしょうか。事例みたいのはあるのでしょうか。
事務局	鴻巣市の方で同じ事案で昨年の３月くらいに許可をいただいている確認はしております。今回は、最初の質問の方で少し説明させていただきましたが、申請者自身も作付けの手伝いはしているようですが、申請に関して要件が足らなくて、今回は○☆○☆○☆へ依頼したと云う経緯があるとうかがっております。
委員	自分で耕作しては営農型が出来ないと云うことですか。
事務局	自分が農家さんとしてやっているところで、加須市で案件はあったと思いますが、自身で酒米を耕作されていて、自身で営農型太陽光発電設備を設置している方はいらっしゃると思います。
委員	今現在、この土地はどなたが耕作しているのですか。
事務局	＊＊さんと二人で協力をしながら作付けを行っているとうかがっております。
委員	△△さん自身もやっているとうことですか。
事務局	はい。ご自身も係わっております。
委員	資料にある営農型の写真を見ると、どれに該当するのかよく判りませんが、上にパネルを張るわけですが、断面積は下の土地との割合でどれくらいになるのか、また、何キロワットの太陽光発電を設置するのですか。
事務局	次の議案で説明させていただこうと思っておりましたが、太陽光パネルの枚数につきましては１９２枚、発電の規模につきましては、７８．７キロワットとの報告を受けております。
委員	７８．７キロワットを一括でやるわけですか。

事務局	はい。そうですね。事業計画書にはそのように記載されております。
委員	そうすると、小規模の太陽光発電と云うのは50キロワット以下なんですよ。50キロワット以上は大規模となりますが、発電をする設備から変換をするパワーコンディショナーと云う変換設備を置く場所も必要です。あとは、その場所を管理する資格を持った方が一定の期間で点検したりなんかをする必要がありますが、そう云うことも含めて問題はないのでしょうか。
事務局	パワーコンディショナーと発電設備であるパネル等の設備も含めての形になりますので、パワコンの台数は10台と受け賜わっております。申請地の北側の方の壁沿いに這わせるように設置する計画を受け賜わっております。
委員	はい。わかりました。
議長	他は如何ですか。私もちょっと質問と云うか、これを、随時と云うか、見守っていかなければならない。現状をやっているかどうか。そのことについては農業委員さんも一定の係わりは持つてくると思うので、皆さんでと云うか、担当地域の人は骨を折るような形になるのですけれども、見守って行って、それをどう云うふうな推移になっているか、また、機会折を見て、事務局から発言していただければ有難いかなと思うのですが、如何でしょうか。
議長	まだありますか。
委員	このパネルを設置するのに、柱は打ち込みするのですか。或いはコンクリートで巻いて頑丈にするのか。その方法はどのような方法でしょうか。
事務局	法律的に簡易的な方法で打ち込む形になっております。コンクリートの布基礎のような、そう云う丈夫なもので施工してはならない旨の指示がされておりますので。計画では単独で支柱を打ち込むだけの方法で施工する計画となっています。 従って、布基礎だとか杭基礎であるとか容易に撤去できない支柱には該当しておりません。
委員	はい。わかりました。
議長	事務局の方で、あと、こう云うことを云っておきたいこととか何かありますか。
事務局	次の22号で詳しく説明をさせていただきたいと思います。
議長	はい。わかりました。この件はよろしいですか。 [はいと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。

	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 1 号については、原案のとおり決定します。
日程第 4 議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	日程第 4 議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。総会資料の 7 ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、営農型太陽光発電設備について説明をさせていただきます。農地に営農型太陽光発電設備を設置する際は、支柱部分の農地を一時転用する必要があります。地権者である農地所有者が設置者となるため、農地法第 4 条の申請となります。申請方法の組合せ、今回は農地法第 3 条及び農地法第 4 条の組合せについては、埼玉県農林振興センターへ事前に確認しております。 お手元に 2 枚の資料をご用意させていただきました。1 枚目は営農設営のイメージを掲載した写真が 3 枚並んでいるものです。2 枚目につきましては、営農型太陽光発電設備についてと云う A4 の用紙 1 枚でございます。こちらの用紙の方を読み上げさせていただきます。 営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立て、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備で、支柱は簡易な構造で容易に撤去できるものとされます。営農型太陽光発電設備を設置する場合は、支柱部分等の農地を一時転用する取扱となるため、許可権者は県知事となります。 一時転用許可の期間は、10 年以内もしくは 3 年以内となります。今回は譲受人が認定農業者であるため、一時転用期間は 10 年となります。 一時転用許可の期間が満了した場合は、諸条件 1、適切な営農が継続されていること。2、平均的な単収量の 2 割以上を減収しないこと。3、生産作物の品質に著しい劣化がみとめられないことを全て満たす場合、再度一時転用許可を行うことが可能となります。また、一時転用期間中は、農作物の生産に係る状況について、毎年 2 月末日までに農地転用許可権者である埼玉県に報告が義務付けられており、報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けることも必要となります。 農地転用許可権者は報告により一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するとともに、報告により営農の適切な継続の確保がされなくなった場合、必要な改善措置を講ずることとなっており、対応がなされない場合は、一時転用許可を受けた者に対し、営農型太陽光発電設備の撤去を指導することができます。 なお、農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について、定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保

事務局	されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告することとなっております。 番号1の方の説明をさせていただきます。 番号1につきましては、申請人が営農型太陽光発電設備の下で、農作物の耕作及び太陽光発電とともに土地の有効活用と売電による安定収入を得るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、今回、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備の設置を計画し申請するものです。 なお、本申請は転用期間を10年間とする一時転用許可申請で、転用面積は太陽光パネルを支えるための支柱部分0.4062㎡のみとなります。太陽光パネルを192枚設置し、発電の規模は78.72kWの設備を計画しています。 先程の説明と重複しますが、申請人は毎年、作付け状況の報告を行い、農地パトロールの対象農地にもなります。転用期間の終了後も継続して設置する場合、適正に営農せれている場合のみ再度申請手続きが可能となっております。 今回の許可申請に先立ち、電力会社等への接続申込は済んでおり、当該農地の営農計画書、周辺農地の所有者の同意書も添付されております。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。以上です。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	議案第22条農地法第4条 今回申請の、番号1、岡泉字下道****番外3筆の面積の一部における農地法4条申請の一時転用について、8月19日に現地を確認しました。申請地は、○□○□○□線及び○×○×○×線が交わる**交差点を北に進み、△○△川近くの自宅に隣接した農地で、周辺は住宅や店舗が点在しており、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 本申請は営農型太陽光発電設備を設置するために行うもので、転用期間中もその土地が耕作の目的に供されることが認められると思われるため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがなく、問題ないと判断します。また、申請人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。なお、転用の理由等は事務局説明のとおりです。また、現地案内図は1ページをご覧ください。皆さまのご審議をお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	転用の期間ですが、認定農家は10年と云うことですが、認定以外の場合は何年でしょうか。
事務局	10年以外につきましては3年となっております。但し、諸条件がありまして、今回は営農型太陽光発電設備を設置につきまして、下の耕作者が○☆○☆○☆

	さんで認定農業者であることから１０年と云う形になっております。
委員	同じような内容の質問なのですが、認定農業者と云うことで１０年とうかがいましたけど、申請人の△△さんは認定農業者ですか。
事務局	△△さん自体は地権者で所有者と云う形になりますので、認定農業者ではございません。認定農業者は個人と判断されてしまう場合がありますが、法人であっても農業経営基盤強化法に基づくものですが、そちらの方で認定した形になるので、認定農業者の括りは含まれることとなります。
委員	一時転用の申請者は△△さんになっていますよね。一時転用の許可は１０年間となっていますが、（３条の）譲受人が認定農業者となっているので１０年間を確保できたと云うことですが、（４条の）申請人は特に認定農業者ではなくても１０年間は可能と云うことでしょうか。
事務局	下で耕作する人が認定農業者なので１０年間耕作ができると云う形になります。このようなことから、転用申請期間につきましても１０年の申請が可能です。
委員	あくまでも△△さんが許可申請しても転用の許可期間は１０年が可能であると云うことでしょうか。
事務局	そうなります。
委員	はい。わかりました。
議長	他にどなたか如何ですか。
委員	申請人は△△さんと云うことで、毎年の米だったら米の出来高、何俵取れたかと云うのは△△さんが報告する形になると思いますが、実際に△△さんは自分では作っていないから、○☆○☆○☆さんからその状況を確認して報告するようになると思うのですが、そんな形でもよろしいのでしょうか。
事務局	許可を受けた者は報告をする義務付けがされているので、営農者である○☆○☆○☆さんへの聞き取り等により判断されたい旨を、昨日、農林振興センターへも確認をしております。
委員	○☆○☆○☆さんが使用貸借により１０年間と云うことですが、途中で５年くらいしたら撤退すると云う話になって、撤退したらどうなるのでしょうか。
事務局	その場合は営農に支障を及ぼすこととなるので、営農する者がいない限りにおいては、恐らく撤去になるものと思います。
委員	そう云ったことを許可の条件に書き込むことは出来るのですか。
事務局	許可書にどのような条件が付されるかわかりませんが、単収量など定期的な報告が義務付けられているのと、作付け作物の変更ですとか、面積を変えるなどの変更の手続きについては、もし必要が生じた場合には、その手続きを行うことが義務

	付けられているようですので、それらに即した対応となります。
委員	最終的には○☆○☆○☆さんが撤退したら、△△さんが自分で下を水田やっちゃても問題はないのでしょうか。
事務局	△△さんは農業者として要件が少し不足しているので、例えば、耕作従事日数ですとか、所有面積ですとか、そう云ったところをクリアしないと、内緒で○☆○☆○☆さんが撤退した後、△△さんが耕作するのは難しいと思います。
委員	はい。わかりました。
議長	他にありますか。
委員	太陽光設備その物は買い取りになるのか、或いはリースなのでしょうか。
事務局	△△さん自身で設営をすると云うことなのでリースではないと思います。
委員	わかりました。
委員	営農の関係はいいのですが他のことで質問します。この土地の周辺は住宅が存在しますが、太陽光発電で床が高くなります。それによって他の住宅に影響があるのかないのか。その辺はどうなんでしょうか。
事務局	高さ的にも高いものなので、隣接する住民の方々への事情説明と意見等の有無について確認をされたい旨の話をさせていただいております。その結果につきましては、太陽光発電を設置することについて、隣地の地権者からは意見なしであった旨の報告を受けております。
委員	その場合は、周辺の方に承諾書をもらうなどの手続きは必要ないのでしょうか。
事務局	農林振興センタでも承諾書までは求めておらず、周りの地権者等の確認がとれたものでと云う形になっています。今回につきましては、代理人の方から、隣接する住民の方に何月何日に説明に出向き、特に意見はなかった旨を書面で報告します。
委員	住宅が近くにあるので、設置した後のトラブルなども予想されるので、その辺も気を付けていただきたいと思います。
議長	その他よろしいですか。 [はいと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第 4 議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第 5 議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。総会資料の 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権により権利を設定し、住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供が生まれ、手狭となるため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。 以上です。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第 2 3 号許可申請について、8 月 1 7 日に現地を確認いたしました。現地案内図は 2 ページです。周辺は住宅地として利用されております。申請地は幹線道路、また病院、マーケット、公共交通機関、白岡、新白岡、また、小学校、中学校、高校と市役所等で、数百メートルから 2. 5 キロメートル前後の、比較的近くにあり、今後の発展が見込まれます。 申請地は現在農地として使用されております。雑草が多少ありますが違反等はありません。この案件について、転用理由や付近の状況から、やむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いします。以上、報告を終わります。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第 1 9 号から第 2 3 号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 号第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
議長	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 2 件でございます。総会資料の 1 0 ページ目を御覧願います。 番号 1 及び 2 につきましては、駐車場敷のための転用です。 続きまして、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 3 件でございます。総会資料の 1 1 ページ目を御覧願います。 番号 1 から 3 につきましては、住宅敷のための転用です。説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続きまして、協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 1 件でございます。総会資料の 1 2 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、令和 4 年 7 月 2 0 日に解約があったものです。理由は、賃借人が高齢のため耕作が困難となったためです。説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続きまして、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局	協議報告事項４ その他 について でございますが、先ず、農業委員会活動記録の提出について、ご協力いただきましてありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきますのでよろしくお願いします。 続きまして、来月の農地改良等現地パトロールについて でございます。 ９月６日 進藤委員・大山地区推進委員、 ９月２０日 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員 となつてございます。 こちらについては、必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 続きまして、遊休農地等現地調査について、本日提出ありがとうございました。 こちらの方で以て、調査票を作成させていただきまして、各農家さんの方に配付の方をさせていただければと思います。 最後に来月総会でございますが、９月２６日（月）午前９時を予定しております。議事録署名委員については関山委員、江原委員となつてございます。 両委員は来月署名をお願いします。 以上で、協議報告事項４ その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[なしと云う声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前１０時０８分]